

こども未来局行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 川崎市行財政改革推進本部設置要綱（14川総行革第6号）第7条第1項の規定に基づき、こども未来局行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に係る計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

本部長	こども未来局長
副本部長	総務部長
本部員	総務部庶務課長 総務部企画課長 保育・子育て推進部長 保育・幼児教育部長 青少年支援室長 児童家庭支援・虐待対策室長